

相手方(債務者)がお金を支払ってくれない。強制執行したいが預貯金口座や勤務先がわからない。

債務名義(判決、調停調書など)の正本を持っていますか？

持っていない。

執行力のある債務名義正本がないと財産開示、第三者からの情報取得、強制執行はできません。

持っている。

債務名義とは？

判決、支払督促、調停調書、和解調書、公正証書など、あなたが相手方(債務者)に請求できる権利があることを認めた書類です。

持っていない。

債務名義を得るには、簡易裁判所、地方裁判所、家庭裁判所に対する訴え提起等の手続や、公証人役場での手続を取る必要があります。

執行文と送達証明を持っていますか？

執行文とは？

債務名義に強制執行ができることを証明するのが「執行文」です。

※仮執行宣言付支払督促、小額訴訟判決、家事審判書、家事調停調書(養育費、婚姻費用等の請求に関するもの)など「執行文」が不要な債務名義もあります。

債務名義に執行文が付いていない。

執行文付与の申請をしてください。

※申請先は債務名義を作成した裁判所又は公証人役場です。

持っている。

送達証明とは？

債務名義が債務者に送られていることを証明したのが「送達証明」です。

※強制執行は、債務名義の正本等が債務者に送達されていないと開始することはできません。

持っていない。

送達証明申請をしてください。

※送達されていない場合は、送達申請をしてください。

※申請先は債務名義を作成した裁判所又は公証人役場です。

相手方(債務者)がどんな財産を持っているか知っていますか？

知っている。

強制執行(債権執行、不動産執行、動産執行)の申立てを検討してください。

知らない。

★財産開示手続・第三者からの情報取得手続

裁判所の手続の詳細については、裁判所ホームページを参照してください。

各種書式なども裁判所ホームページに掲載されていますのでご利用ください。

★財産開示手続・第三者からの情報取得手続

債務名義に記載された金銭債権の請求権は何ですか？

① 養育費や婚姻費用など扶養等に関する請求権

② 人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権

※給与、不動産、預貯金等の情報取得手続が可能です。

③ 貸金など、①、②以外の請求権一般

※不動産、預貯金等の情報取得手続は可能です。

※給与の情報取得手続の申立てはできません。

知りたい財産の情報は何ですか？

給与の支給者

不動産の所在地

預貯金口座、上場株式など

※情報取得手続の申立てをするためには、財産開示手続を行っている必要があります。

財産開示手続申立て

実施決定

財産開示期日

○債務者は期日に出頭し財産を開示する義務があります。

○債権者は期日に出頭できます(出頭するかは任意です。)

債務者の財産が判明

債務者の財産が判明しない

強制執行の申立て

第三者からの情報取得手続申立て

給与の支給者

不動産の所在地

預貯金口座、
上場株式など

※上記①養育費など、②人の生命又は身体の侵害による損害賠償請求権についてのみ申立てが可能です。

情報提供命令

※債務者に告知、確定後に第三者に告知

情報提供命令

(給与)市町村、年金機構など
(不動産)東京法務局

(預貯金など)
銀行などの金融機関

裁判所への回答(情報提供)

債権者への情報の送付

債務者へ情報が提供された旨の通知

情報の提供があつてから1か月経過後に発送

※預貯金についての強制執行については、早急に申立てを検討してください。

裁判所の手続の詳細については、裁判所ホームページを参照してください。

各種書式なども裁判所ホームページに掲載されていますのでご利用ください。